

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課（業務衛生課、都市計画課）
根拠法令等	温泉法の一部を改正する法律（平成19年4月25日公布、平成19年10月20日施行） 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年5月31日公布、平成19年11月30日ほか施行）

【改正の概要】

「愛媛県事務処理の特例に関する条例」別表に規定する事務に係る法令の改正や新たな権限移譲に伴い、所要の改正を行う。

1 温泉法の一部改正に伴う事務の移譲及び規定整備

(1) 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継に係る事務

法人の合併又は分割の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付（法第6条第1項、法第11条第2項）

[移譲先：保健所を設置する市（松山市）]

相続の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付（法第7条第1項、法第11条第2項）

[移譲先：保健所を設置する市（松山市）]

(2) 条ずれ

「法第6条第1項」 「法第8条第1項」（工事の完了又は廃止の届出）

「法第9条第1項」 「法第11条第1項」（増掘又は動力の装置の許可）

「法第9条第2項」 「法第11条第2項」（ " ）

「法第15条第1項」 「法第19条第1項」（温泉成分分析を行う者の登録）

「法第16条」 「法第20条」（変更の届出）

「法第17条第1項」 「法第21条第1項」（廃止の届出）

2 都市計画法の一部改正に伴う事務の移譲及び規定整備

(1) 開発許可の特例に係る協議及び建築物等の新築等の協議に関する事務

協議（法第34条の2第1項、法第43条第3項）

[移譲先：今治市、新居浜市及び西条市]

協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付（法第34条の2第1項、法第43条第3項）

[移譲先：各市町（中核市、今治市、新居浜市及び西条市を除く。）]

(2) 号ずれ

「法第34条第9号」 「法第34条第13号」（開発許可の基準）

「法第34条第10号」 「法第34条第14号」（ " ）

施行日	1 平成19年10月20日	2 平成19年11月30日
-----	---------------	---------------

【その他参考事項】

1 温泉法の一部を改正する法律の概要 別紙のとおり

2 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の概要

近年、都市の無秩序な拡散が加速化し、高齢者等が病院等に歩いて行けなくなるといった問題や、中心市街地の社会資本が有効利用されない一方で郊外では新規の公共投資が必要になるといった公共投資の非効率性、環境負荷の増大などの問題が生じており、大規模集客施設や公共公益施設の立地に際し、地域の判断を反映させた適切な立地を確保する必要があるため、見直しが行われた。

これまで開発許可が不要とされていた社会福祉施設、病院、学校等の建築を目的とする開発行為及び国、都道府県等が行う開発行為について、都道府県知事の許可を要するものとする（国、都道府県知事等が行う開発行為については、都道府県知事との協議をもって許可とみなす。）。

市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、国、都道府県知事等が行う一定の建築物の新築等について、都道府県知事の許可を要する（都道府県知事との協議をもって許可とみなす。）。

市街化調整区域内において、一定面積以上の大規模開発を許可する基準を廃止する。